

この問題は擴大中央委員會に於ては更に大衆的に再討論された。この委員會に中央委員會より提出された同問題に對する案は左の通りである。

主 文

本年度第十八回國際労働代表選出に際し、全國労働より代表を推す方針をとること。

理 由

左の四點に重點をおく。

第一 今日國際的、國內的反動の高調下にあつて、労働階級の國際的提携は極度に追ひ詰められてゐる。この時、國際労働會議は從來と別個の意味で活用すべきである。

第二 我等は日本の労働運動の今日の實情より觀て國際労働會議の本質乃至は傾向を必ずしも肯定するものではないが、かゝる機會を労働階級の國際的提携の促進と國際的諸關係の合理化の線に沿つて活用することを有効と認める。

第三 全國労働が内部相事情等のため本問題に對して回避してゐることは、全國労働の運動を固定化する傾向がある。第二インターから第三インターなどの如き國際的運動の水準から觀するに國內的情勢から觀て全國労働の運動に屈伸性をもたらすためには、今日の機會を把握すべきである。

第四 全國労働は組合職線の統一、特に日本労働組合會議の強化統一に積極的努力してゐる。所が從來國際労働會議の問題で引つがつてゐたために、稍もすればそれが國際統一が強化されない原因であるかの如き皮相な畏懼を興へた。全國労働が屈伸性をもつて

丹波繁正、寺西三郎、大森禮市、桑島南海士、山本繁善
久下本有

特別委員會は鋭意罷業相互金庫規約の作成を急ぎつゝあつたが、草案を得たのでこれを十二月開催の擴大中央委員會に提案審議の結果、左の規約を採擇、即時實行に移すことになり、實行方法として第五回大會までの間は同規約は暫定的のものとし實施し加盟組合は昭和九年一月度より出資積立を開始することになり加盟組合は着々實行に移しつゝある。

全國労働組合同盟中央相互金庫規約

總 則

第一條 本金庫は全國労働組合同盟中央相互金庫と稱し加盟組合の共同利益を擁護し其運動効果を一層顯著ならしめんがため各地方聯合會並に組合體業基金の共同管理と其金融を行ふを以て目的とし中央委員會の監督を受けるものとす

第二條 本金庫出資組合は組合員一千名に對し十圓以上の月次出資積立をなすことを原則とし規定に従ひ體業資金借受の權利を有するものとす、但し出資積立額は一圓以下の繰上を附せざるものとす

第三條 本金庫が發行する預金通帳は賣買譲渡、擔保及質入、書入等をなす事を得ず

機 關

第四條 本金庫は管理委員會之を管理するものとす

第五條 管理委員會は左の方法に依りて選出される委員によりて構成す

本問題に對することは、統一職線の中心問題に一步肉迫すること、もたる。

この案をめぐつて活潑に討論が交はされたが、東京聯合會は採決に入るに先だち内部に賛否兩論あり、これを統一する必要上採決に加はることを保留したい、然し決定に對してはあくまで尊重し統制に従ふとの態度の表明があり採決に入つて一人の反對もなく中央委員會の案を可決、人選については中央委員會一任となつた。

七、代表、顧問、隨員決定す

擴大中央委員會に於て全勞より代表等を推すことに決定代表等の人選は中央委員會一任となつたが、中央委員會では組合會議の希望を考慮に入れ代表に菊川忠雄氏、隨員に鈴木悦次郎氏を全國労働より推すこととなり、十二月十六日開催の組合會議執行委員會にこの間の事情を報告、同委員會は全員一致第十八回國際労働總會代表として菊川忠雄、顧問として鈴木悦次郎、岩永榮一、隨員鈴木悦次郎と決定されたのである。

(五) 罷業相互金庫設置運動

第四回大會に於て罷業相互金庫設置の案が可決され、その後中央委員會では、これが具體化のために左記の通り特別委員が擧げられた。

委員長 菊川忠雄、委員 茅野野好、天滿芳太郎、渡邊敏郎、
一、出資金五百圓以下の組合員二名、出資金二千圓以上の組合員二名、
二、出資金二千圓を超過する組合員一名を推すものとす
四、管理委員長は中央委員長に任ず、但し委員を代理するものは委任状を要す

第六條 管理委員會は大會の間中委員長之を招集し議事は委員總數三分の二以上の同意を以て決す、但し其決議に異議を生じたる場合は出資金額十圓につき一票の割合を以て票決することとす

第七條 本金庫の管理する現金は管理委員會の全令一致を以て決した二個以上の銀行に預け入ることを原則とす

一、名義人は委員長之に任ず、二、印鑑は四個に分割し四名の責任委員各一片を保管するものとす、三、責任委員は管理委員會に於て互選するものとす、四、預金通帳、出資金原簿、出納簿は委員技之を保管す

第八條 本金庫事務は本部會計之を處理するものとす

運 用

第九條 本金庫出資組合が借受の請求をなす時は左の規定によるものとす
一、體業遂行の資金たることを要す、二、出資金全額に達する迄の貸出は委員長之を行ふ、三、出資金額以上の貸出は該組合體業前の出資額を以て限度とし左の條件を具備することとす

一、二個以上の連帯保證
四、管理委員會全令一致の同意

第十條 管理委員會は中央委員會の滿場一致を以てする借受の申込みを受けたる場合は全令一致の承認を得て資金總額を貸出し得るものとす